

広島県土地造成事業管理規程第一号

広島県土地造成事業事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業事務処理規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業事務処理規程（令和四年土地造成事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一

事務の種別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
職員証に関する こと。	(略)
職員の顔写真等 の取得に関する こと。	職員の顔写真等の取得に関する訓令 広島県訓令 広島県議会事務局訓令 広島県教育委員会訓令 令和四年 広島県選挙管理委員会訓令(第三号) 広島県人事委員会訓令 広島県監査委員会訓令 広島海区漁業調整委員会訓令 広島県内水面漁場管理委員会訓令
(略)	(略)

別表第二

規則・訓令 の名称	読み替える べき規定	読み替えられるべ き字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
広島県職員証 に関する訓令	(略)	(略)	(略)
職員の顔写 真等の取得 に関する訓 令	第二条第二 項	広島県職員証に関す る訓令(平成五年広 島県訓令・広島県議 会事務局訓令・広島 県教育委員会訓令・ 広島県選挙管理委員 会訓令・広島県人事 委員会訓令・広島県	広島県土地造成事業 事務処理規程(令和 四年土地造成事業管 理規程第七号)の規 定によりその例によ ることとされる広島 県職員証に関する訓 令(平成五年広島県

改正前

別表第一

事務の種別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
職員証に関する こと。	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二

規則・訓令 の名称	読み替える べき規定	読み替えられるべ き字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
広島県職員証 に関する訓令	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	監査委員訓令・広島 海区漁業調整委員会 訓令第一号)	訓令・広島県議会事 務局訓令・広島県教 育委員会訓令・広島 県選挙管理委員会訓 令・広島県人事委員 会訓令・広島県監査 委員訓令・広島海区 漁業調整委員会訓令 第一号)
-----	-----	----------------------------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

附 則

この規程は、公布の日から施行する。